

## 原子力発電所運転責任者の判定方法の変更に関する 確認申請について

平成21年3月6日  
北陸電力株式会社

当社は、本日、原子力発電所運転責任者の判定方法の変更について、経済産業大臣に確認申請をいたしましたので、お知らせいたします。

これは、国の指針（内規）が改正されたことを受け、これまで当社が自ら行っていた原子力発電所運転責任者の判定について、客観性や透明性、公正性をより高めるため、外部判定機関で行うこととしたものです。

今後、申請の内容について、国の確認を受けることとなります。

以 上

### 国の指針（内規）の改正

原子力発電所の運転責任者は、経済産業大臣が定める基準に適合した者の中から選任しており、その基準に適合しているかどうかの判定方法、判定業務の実施体制等について、あらかじめ経済産業大臣の確認を受ける必要がある。

経済産業大臣が行う確認の基準となる指針（内規）が本年2月17日に改正され、これまで事業者が実施していた原子力発電所運転責任者の判定が、外部判定機関でも実施できることとなった。